

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 6 年 11 月 26 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年10月15日

瀬戸内市長 武 久 顕 也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市邑久町山手23番地2先で発生した事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所
氏 名

瀬戸内市

2 事故の概要

令和6年9月10日午前9時20分ごろ、邑久オアシスクラブ駐車場地内で、市職員が降車するため運転席のドアを開けた際、隣に駐車していた車両にドアが接触し、相手車両のドア部分に傷をつけたもの。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、本件事故に係る相手方の被った損害につき、損害賠償金として、178,673円を相手方に支払う。